

下関市工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市工事執行規則の一部を改正する規則

下関市工事執行規則（平成17年規則第235号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>様式第1号（第6条関係）<br/>（その1）</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>第1条～第36条 略<br/>（前払金の使用等）</p> <p>第37条 受注者は、前払金を対象工事の材料費、労務費、<u>機械器具</u>の賃借料、機械購入費（対象工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の経費の支払に充当してはならない。ただし、<u>年月日までに払出しが行われる前払金（中間前払金を除く。）</u>については、<u>当該前払金の額に100分の25を乗じて得た額を限度として</u>、対象工事の現場管理費及び一般管理費等のうち対象工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費の支払に充当することができる。</p> <p>2・3 略</p> | <p>様式第1号（第6条関係）<br/>（その1）</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>第1条～第36条 略<br/>（前払金の使用等）</p> <p>第37条 受注者は、前払金を対象工事の材料費、労務費、<u>建設機械器具</u>の賃借料、機械購入費（対象工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の経費の支払に充当してはならない。ただし、<u>前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き</u>、対象工事の現場管理費及び一般管理費等のうち対象工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費の支払に充当することができる。</p> <p>2・3 略</p> |

第38条～第56条 略

第57条 略

備考

1～3 略

4 第37条第1項ただし書の規定は、平成28年4月1日から発注者が別に定め、記入する日までの間に新たに締結した、又は締結する工事請負契約において定めることができる。

5 平成31年4月1日以後に当初の契約を締結し、令和元年10月1日以後に引渡しを受ける工事又は平成31年3月31日以前に当初の契約を締結し、令和元年10月1日以後に引渡しを受ける工事で、平成31年4月1日以後、変更の契約を締結する工事の契約については、別に定める附則を添付することができる。

(その2)

略

第38条～第56条 略

(情報通信の技術を利用する方法)

第57条 契約において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。  
ただし、当該方法は、書面の交付に準ずるものでなければならない。

第58条 略

備考

1～3 略

(その2)

略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。